

第2次 中野市教育大綱

令和4年度～令和7年度



【目指す子どもの姿】

『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い
未来を切り拓くたくましい子ども』

令和4年3月
長野県中野市

目 次

1	教育大綱の位置づけ	…	1
2	新たな中野市教育大綱の策定	…	1
	《参考》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	…	2
	《参考》 第2次中野市教育大綱の位置づけと期間	…	3
3	基本理念と目指す子どもの姿	…	4
4	教育大綱の5つの柱	…	5

1 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけられています。

本市においては、第2次中野市総合計画の基本構想を実現するための各種政策・施策が実施されており、その中には学校教育や生涯学習、社会教育等に関する取組も含まれています。

これらの整合を図るためにも、総合計画にある施策や取組から教育大綱にあてはまる部分が逸脱することのないよう、基本的にはこれらと連動したものとしています。

また、市長及び教育委員会は、策定された総合計画や教育大綱に基づき、それぞれが所管する事務を執行するとともに、「中野市総合教育会議」を開催するなど、十分な意思疎通を図り、教育行政を進めて参りました。

2 新たな中野市教育大綱の策定

平成28年3月に策定した中野市教育大綱は、第2次中野市総合計画・前期基本計画と同様、令和3年度をもって計画期間が終了しました。

今後も切れ目ない取組を進めるため、後期基本計画と整合性を図り、新たな計画期間で策定することとしたものです。

なお、策定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- (1) 名称は、「第2次 中野市教育大綱」としました。
- (2) 第2次中野市総合計画・後期基本計画との整合性を図りました。
- (3) 計画期間は、後期基本計画の期間と合わせ、令和4年度から令和7年度までの4年間としました。
- (4) 中野市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定しました。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

総合教育会議

全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 市長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は市長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は次のとおり。
 - ・ 教育行政の大綱の策定
 - ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・ 児童・生徒等の生命や身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



大綱

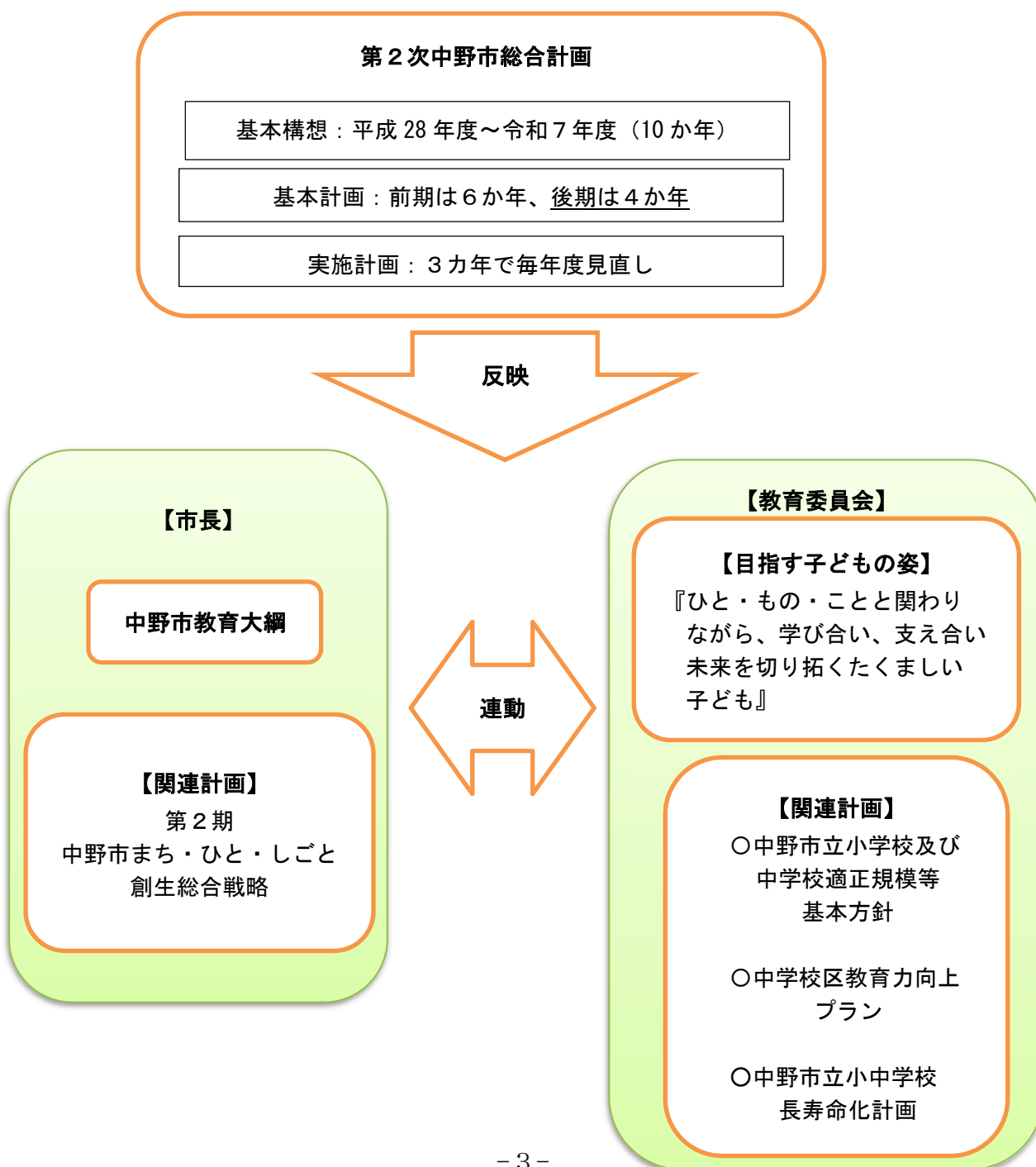
教育に関する「大綱」を首長（市長）が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定。
- 市長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

《参考》

第2次中野市教育大綱の位置づけと期間

第2次中野市教育大綱の期間は、第2次中野市総合計画との整合性を図るため、後期基本計画の期間とあわせ、令和4年度から令和7年度までの4か年としました。



3 基本理念と目指す子どもの姿

1 基本理念

ふるさとへの愛着と豊かな社会性を
身に付ける教育の推進

2 目指す子どもの姿

『ひと・もの・ことと関わりながら
学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』

グローバル化やAI（人工知能）などの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、文部科学省では学習指導要領を約10年ぶりに改訂、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で実施されました。

また、中央教育審議会は、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指すため「令和の日本型学校教育」の構築が進められています。

本市においては、相手が『ひと（自分自身、学校・家庭・地域の人々等）』であれ、『もの（音楽・本・地域の自然や歴史・文化等）』であれ、『こと（体験学習、地域社会、世界等）』であれ、それぞれの存在を認め尊重し、そのよさを知ろうとすることが『ひと・もの・こと』との関わりをもつことにつながると考えています。

そして、地域の自然や文化、地域に住む人を愛する意義について学び合うことで、自分も相手もかけがえのない存在であることに気づき、支え合う心が育ちます。

また、成功や失敗などの様々な体験を生かして努力したり、相手と謙虚に向きあったりすることにより人間性が育ちます。

さらに、自分の夢や目標を持ち、その実現に向けて、自ら考え自ら解決する方法を見いだして学習したり、行動したりする経験を重ねることで、たくましさが育ちます。

教育を取り巻く環境は急激に変化しており、社会の多様性を理解する等、広い視野を持つことが必要です。今後は、SDGs*の精神である「誰一人取り残さない」社会の実現という世界規模の目標を十分に踏まえ、「人権尊重都市」として人権教育をはじめとする幅広い取組を推進することが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍の中、子どもたちの「学びを止めない」体制整備やICTを活用したGIGAスクール構想の実現など、一人ひとりのニーズや理解度に応じた個別最適化された学びが提供できるよう進める必要があります。

今後も、本市の子どもたちが『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』に育つことを願っています。

※ SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2015年の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。文部科学省の学習指導要領に基盤となる理念として組み込まれている。

4 教育大綱の5つの柱

後期基本計画の施策体系を踏まえ、行政と教育委員会が一体となって以下5つの柱を重点に施策の展開を図ります。

1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

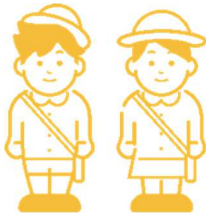


これまでの中野市教育大綱の大きな柱として進めてきた「信州なかの」ふるさと学習の推進について、ふるさとへの誇りと愛着がもてるよう、「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ、ふるさと学習を引き続き進めます。

また、地域の農業者などと連携し、農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育を進めるとともに、長年にわたり継承されてきた、有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、中野市の歴史を学習する場を充実させます。



2 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり



未来の社会をたくましく生きていくことができる「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を育むバランスがとれた教育を推進することや、家庭・地域・学校が連携し、まち全体で協力して子どもを育てていく取組が求められています。

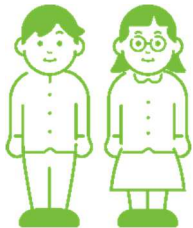
家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々もいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

学校教育では、子どもたちが『ひと・もの・こと』と関わりながら意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる教育を充実していきます。

子どもの育ちを支援するため、図書館では、乳幼児期の読書習慣の定着を促進し、本に親しむ環境づくりを図るブックスタート事業を実施します。



3 小中学校教育の充実



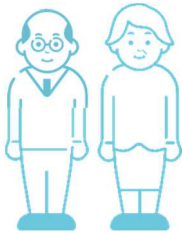
豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、きめ細やかな教育を推進し、全ての子どもが、安心して学べる教育環境づくりを進めるとともに、地域に根ざし、地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます。

コロナ禍における変化の激しい時代にあっては、想定外の事態に遭遇した場合でも、自ら考え、判断し、試行錯誤や創意工夫できる資質・能力が求められます。また、社会のあり方もリアルを前提としたものから、デジタルを前提としたものへと急速に変化しており、時代に対応した魅力ある学校教育の推進、安心して学べる教育環境の充実を図ります。

なお、地域と連携した教育活動、特に部活動の地域移行に向けた体制の構築を早急に進めるとともに、地域と連携した子どもの育ちを巡る環境の充実を図ります。



4 社会教育・生涯学習の充実



ふるさとを学び育つ文化のまちづくりに向け、リカレント教育※といった生涯を通じた学びの場の提供や伝統文化の継承、文化とスポーツの振興など、人生を豊かにする多様な活動の推進に取り組んでいく必要があります。

学校教育と社会教育の連携を図りながら、市民一人ひとりが自由に学び楽しむ環境づくりを総合的に推進します。

ライフスタイル・価値観等も多様化する中、誰もが自ら学び、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、新たな社会教育・生涯学習の推進体制を構築するとともに、様々な生涯学習施設を活用しながら、市民ニーズに沿った学びの機会を提供します。

特に、社会教育・生涯学習推進体制を充実させるとともに、中野まなびい塾の開催、公民館活動や図書館サービス、博物館事業の充実を図ります。

また、スポーツ教室・スポーツ大会を開催し、スポーツ人口を拡大し、多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を図ります。



※ リカレント教育

学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

5 文化財の保護と活用



貴重な文化・歴史的遺産の保護・保存に努めるとともに、その活用や啓発に取り組んでいく必要があります。

また、貴重な文化・歴史的遺産の意義や重要性の啓発に努め、その活用を進めます。

先人が築き、守り、伝えてきた本市独自の歴史・文化を後世につないでいくため、文化財の基礎調査を進め、貴重な歴史・文化的遺産の保存・活用を推進します。

文化財の基礎調査や指定、文化財の情報発信を積極的に進めます。



第2次中野市教育大綱

担当:総務部政策情報課

教育委員会事務局学校教育課